

# 猪苗代町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年8月18日策定

令和4年7月20日改定

令和5年5月19日改定

猪苗代町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

猪苗代町の農業においては、水稻を基幹作物として進展してきており、経営の合理化・効率化を図るため、また、大規模農業経営体を育成すべく、圃場の大区画化やカントリーエレベーターなどの整備などに取り組んできたところである。しかしながら、減反政策の強化や生産調整率の増加等により、そば・大豆等への土地利用型作物への作付転換や、トマト・アスパラガス・カラー・トルコギキョウなどの園芸作物への作付転換が図られてきたところであるが、農業後継者の不足や高齢化などの解決できない問題は山積しているところである。

今後は、地域における人と農地の問題解決のための「地域計画」の策定と見直しに積極的に協力するとともに、各集落の農用地利用改善団体や生産組織の法人化の支援に取り組み、高齢者の離農予定者や経営転換予定者などの農地については、地域の担い手への農地利用の集積・集約化に農地中間管理事業等を活用しながら取り組んでいく必要がある。

しかしながら、山間地や里山の境界付近では、基盤整備のされていない狭隘で不整形な農地、大型農耕機が入らない農地等の耕作条件が非常に悪い農地、さらには近年多発している有害鳥獣の被害を受ける等条件の悪い農地が多く、現状においても荒廃が進んでおり、今後も荒廃が進んでいくものと思われるため、このような条件不利地については、現況に応じて農地性の判断を検討する必要がある。

このことから、町とともに守るべき農地を明確にしつつ荒廃農地につながる遊休農地の発生防止・解消に努めていくこととする。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、猪苗代町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する猪苗代町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」

のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (令和4年3月)	3, 240 h a	4. 7 h a	0. 14%
3年後の目標 (令和7年3月)	3, 230 h a	1. 9 h a	0. 06%
目 標 (令和11年3月)	3, 230 h a	0 h a	0%

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しく相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を6の区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。

調査時期については、強化月間である8月とし、町広報紙、ホームページ等を活用し農業者に主旨の周知と協力を呼びかける。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

利用状況調査によって、既に山林化・原野化し、農地として再生利用が困難な土地（B分類の再生利用困難）と区分された農地については、所有者本人や周辺地域の状況及び農地転用制度との整合性を図りながら適切に「非農地判断」を行い、「守るべき農地」との区分を明確化する。

### （3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

①遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約について

### （1）担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (令和4年3月)	3, 240 h a	1, 786 h a	55. 1%
3年後の目標 (令和7年3月)	3, 230 h a	2, 149 h a	66. 5%
目 標 (令和11年3月)	3, 230 h a	2, 633 h a	81. 5%

注1：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しく相違があるときは、地域ごとに記述する。

### （2）担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来象を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②「農地中間管理機構」等との連携について

農業委員会は、猪苗代町、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域の農地利用の状況を踏まえ、法人等を含めた地域の担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域の農地の区画・形態が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど地域に応じた取り組みを推進する。

④農地所有者等が所在不明な農地の取扱いについて

農地所有者等の所在不明の農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

①担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和4年3月)	2 人	2 法人
3年後の目標 (令和7年3月)	3 人	2 法人
目 標 (令和11年3月)	4 人	2 法人

注1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機構との連携について

福島県、猪苗代町、会津よつば農業協同組合、猪苗代町土地改良区等関係機関と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェア等への参加について

猪苗代町、会津よつば農業協同組合と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農者希望者の情報収集に努め新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

①新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

猪苗代町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、猪苗代町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認。
- ・ 農家への声掛け等による意向把握。
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング。
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ。
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力。